



知るよ マイナンバー#7

# 暮らしを便利に マイナンバーカード



問い合わせ 市民税務課 ☎59-2143

最近、マイナンバーカードを持っている人が増えてきましたが、マイナンバーを申し込みただけではもったいない！

今回は、暮らしを便利にするマイナンバーカードについてのお話です。

皆さん、職場や学校などに住民票や税証明を提出することがあると思います。そんなとき、市役所に来なくても、マイナンバーカードがあれば、近くのコンビニで必要な証明書をとりることができます。

早朝や夜間、休日でも証明書を取ることができ、書類の記入も不要です。

## コンビニで証明書を取る方法

- ステップ1 コンビニに設置されているマルチコピー機の画面に表示されている「行政サービス」から「証明書交付サービス」を選択
  - ステップ2 マイナンバーカードをセットし、利用者証明用電子証明書（※注）の暗証番号（数字4桁）を入力
  - ステップ3 必要な証明書の種類を選択
  - ステップ4 マルチコピー機にお金を入れて、プリント開始。マルチコピー機から証明書が出てくるので、受け取ってください。
- （※注）コンビニで各種証明書をとるために必要な電子証明書です。電子証明書の有効期限が切れている場合や暗証番号を忘れた場合は、市役所での手続きが必要です。
- 利用できる時間**  
6時30分～23時  
ただし、戸籍に関する証明は平日9時～17時（年末年始とメンテナンス日は除く）
- 利用できる店舗**  
全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど、マルチコ

# マイナンバーカード 夜間・休日 受け取りができます

予約制

問い合わせ  
市民税務課  
☎59-2143

マイナンバーカードを申請した人で、交付通知書（はがき）が届いた人を対象に、夜間・休日受取窓口を開設します。平日の開庁時間（8時30分～17時15分）にマイナンバーカードの受け取りができない方は利用してください。

夜間・休日のマイナンバーカード受け取りには事前予約が必要です。平日開庁時間内の受け取りに予約は必要ありません。

とき 下表のとおり

ところ 市民税務課（本庁2階③番窓口）

申し込み 前開庁日17時まで市民税務課戸籍住民係へ予約をしてください。

注意事項 予約状況により希望に添えない場合があります。

お知らせ 令和5年3月末までマイナンバーカードの夜間・休日受取窓口を定期的（月4回程度）に開設します。ぜひ、利用してください。

10月・11月のマイナンバーカード 夜間・休日受取窓口開設予定		
10月	6日(木)、20日(木)	17時30分～19時30分
	2日(日)、15日(土)	9時～12時
11月	2日(水)、17日(木)	17時30分～19時30分
	6日(日)、19日(土)	9時～12時

※事前予約が必要です。（予約のない日は開設しません）  
12月以降の開設予定も随時お知らせします。



ピー機が設置されている店舗  
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 取得できる証明書(いずれも最新の証明のみ)

証明書の種類	手数料	利用できる方
住民票の写し	200円	大竹市に住民登録がある方(同じ世帯の方の証明書も取得できます)
住民票記載事項証明書		大竹市に住民登録があり、印鑑登録をしている方
印鑑登録証明書		
所得課税証明書		
戸籍全部(個人)事項証明書	450円	大竹市に本籍がある方(同じ戸籍内の方の証明書も取得できます)
戸籍附票の写し	200円	

注意事項  
 ○戸籍の届け出をした場合、内容が反映されるまで数日かかります。  
 ○手数料が免除される場合でもコンビニ交付では手数料は免除されません。  
 ○誤って証明書を取得した場合でも、返金・交換はできません。

# 大雨災害義援金 人道危機救援金 ご協力をお願いします

問い合わせ  
日本赤十字社広島県支部  
大竹市地区事務局  
(地域介護課内) ☎59-2152

日本赤十字社広島県支部大竹市地区では、次のとおり義援金・救援金を受け付けます。

ご協力いただいた義援金・救援金は、全額、日本赤十字社を通じて被災された方に届けます。市民の皆さんの温かいご支援をお願いします。

令和4年7月  
大雨災害義援金【宮城県】  
受付期間 10月31日(月)まで

令和4年8月3日からの  
大雨災害義援金【山形県・新潟県・石川県・福井県・青森県】  
受付期間  
令和5年3月31日(金)まで

ウクライナ人道危機救援金  
受付期間  
令和5年3月31日(金)まで

受付窓口  
義援金・救援金ともに地域介護課

# 廿日市税務署から 事業者の方へのお知らせ 始まります 消費税の インボイス制度

問い合わせ  
個人課税第一部門 ☎0829-32-2349  
法人課税第一部門 ☎0829-32-1223



こちらから国税庁ホームページの「インボイス制度説明会の日程掲載ページ」にアクセスできます。

## インボイス制度説明会

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります。「インボイス」とは、税務署に登録申請し、取得した登録番号が記載された請求書や領収書です。制度導入後は、原則として、消費税の仕入税額控除のために「インボイス」が必要となります。また、「インボイス」は、事前に税務署で登録を受けた方だけが発行できます。

私に関係あるの？登録しないとどうなるの？という方に向けて、7月に引き続き、説明会と登録手続きのサポートを実施します。（個人事業者の方は、スマホとマイナンバーカード【暗証番号】があれば、その場でe-Taxによる登録申請ができます）

とき  
10月20日(木) 14時～15時30分  
11月10日(木) 14時～15時30分  
12月8日(木) 14時～15時30分

ところ  
廿日市地方合同庁舎1階（廿日市新宮1-15-140）

定員 30人

申し込み 参加希望の方は、電話で予約が必要です。  
管轄の税務署に限らず、他の税務署でも参加できます。  
今後の説明会の日程は、国税庁ホームページの「インボイス制度特集」ページを確認してください。